



手洗い・マスクの  
着用の徹底を！

令和2年  
6月1日号

No.1684

あなたとの絆



# 春日井



**特別定額給付金を  
装った詐欺に注意を！**

新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策として、国から給付される特別定額給付金(1人10万円)に関する詐欺被害が全国で確認されています。特別定額給付金の給付を装った不審な来訪や電話、メールなどで、**個人情報や暗証番号を聞かれても絶対に教えないでください。また、通帳・キャッシュカードを求められても絶対に渡さないでください。**

市役所が次のことを行うことは、  
**絶対にありません**

- **ATMの操作**をお願いすること
- 受給にあたり、**手数料の振り込み**を  
求めること
- メールを送り、**URLをクリックして**  
**申請手続き**を求めること

## 問い合わせ・相談窓口

- 消費者ホットライン  
**188(局番なしの3桁)**
- 警察相談専用電話 **＃9110**
- **春日井警察署(56-0110)**へ

# 特別定額給付金（1人につき10万円）について

新型コロナウイルス感染症による緊急経済対策として、国から1人につき10万円の特別定額給付金が給付されることになり、申請書を5月28日（木）に発送しました。

**新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送による申請をお願いします。**

**給付対象者：**4月27日（月）〈基準日〉において、本市の住民基本台帳に記載されている人

**給付額：**給付対象者1人につき10万円（1回限り）

**給付開始日：**申請受け付け後、順次指定の口座に振り込み

**申請方法：**郵送またはオンライン

**申請期限：**8月31日（月）まで〈消印有効〉



**申請期間を過ぎると受け付けすることができないため、必ず期間内に申請してください。**

**問い合わせ：**市特別定額給付金ダイヤル（☎ 37-0292）

※月～金曜日午前9時～午後5時（祝休日を除く）

詳しくは、総務省または市ホームページで



総務省



市ホームページ



封筒の見本

申請書の見本



特別定額給付金を装った、個人情報や通帳・キャッシュカード、暗証番号を狙った詐欺に注意してください！

**不審に思ったら**

- 消費者ホットライン **188**（局番なしの3桁）
- 警察相談専用電話 **# 9110**
- 春日井警察署 **(56-0110)** へ

# 郵送で手続きできる主な行政サービス

郵送で手続きできる行政サービスがありますので、ぜひ活用してください。

分野	行政サービス	問い合わせ・郵送先	分野	行政サービス	問い合わせ・郵送先
税金	所得証明、課税証明、非課税証明、扶養証明、事業所証明	市民税課 (☎ 85 - 6092)	保険	国民健康保険の資格喪失手続き	保険医療年金課 (☎ 85 - 6156)
	市民税・県民税の申告	市民税課 (☎ 85 - 6094)		基準収入額適用の申請	保険医療年金課 (☎ 85 - 6366)
	評価証明、評価通知、物件証明、公租公課証明、課税台帳証明（名寄帳）	資産税課 (☎ 85 - 6101)		国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例の申請	保険医療年金課 (☎ 85 - 6160) 名古屋北年金事務所 (☎ 052 - 912 - 1213)
	納税証明、納付証明、継続検査用納税証明、滞納がないことの証明、徴収猶予の申請	収納課 (☎ 85 - 6111)	子育て	児童手当認定請求、児童手当現況届	子ども政策課 (☎ 85 - 6201)
福祉	要介護・要支援認定の申請、被保険者証再交付申請、高額介護サービス費支給申請、負担限度額認定申請	介護・高齢福祉課 (☎ 85 - 6182)		保育園等の入園申し込み	保育課 (☎ 85 - 6202)
	障がい者手帳交付申請、自立支援医療申請、日常生活用具の申請	障がい福祉課 (☎ 85 - 6186)	学校	就学援助の申請 学校教育課 (☎ 85 - 6442) 【郵送先】 就学する各学校（小学校・中学校の両方に就学の場合は中学校）	
住民票・戸籍	転出届、住民票の写し、戸籍謄（抄）本（戸籍の全部・個人事項証明）、除籍謄（抄）本	市民課 (☎ 85 - 6139)	<p><b>宛先</b> 〒486 - 8686 春日井市担当課宛</p> <p>※記載の行政サービス以外にも郵送で手続きできるものもあるため、詳しくは、問い合わせてください。申請書等は市ホームページからダウンロードできます。</p>		



# 新型コロナウイルス感染症に関連する**主な支援策**

太枠の支援策：春日井市独自の支援 ※ 5月15日時点

		対 象	支 援 策 ・ 問 い 合 わ せ
個人向け	給付	離職や休業等で生活が困窮し、住居を失った・失う恐れがある人	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） 期間を定めて家賃相当額を支給 自立支援相談コーナー（☎ 85 - 6152）
		就学援助受給対象者	給食費の特例措置 臨時休校に伴い予定されていた食数分の給食費相当額を支給 学校教育課（☎ 85 - 6442）
		感染症の影響で収入が減少し、就学が困難な人	就学援助認定の特例措置 収入が減少した直近1か月の所得状況で認定を実施 学校教育課（☎ 85 - 6442）
	貸付	休業や失業等により生活に困っている人	生活福祉資金貸付事業 緊急小口資金（休業等された世帯向け）および総合支援資金（失業等により緊急小口資金だけでは不足する世帯向け（生活支援費））の貸し付け 申請期限：7月31日（金）まで 市社会福祉協議会（☎ 86 - 9228）
		免除	業務の喪失や売上げの減少等により収入が減少し、国民年金保険料の支払いが困難な人
	事業者向け	給付	県の休業協力要請に応じて、休業や営業時間短縮の協力をした中小事業者 【例】 <u>スポーツクラブ、学習塾、アウトドア用品店、飲食店など</u>
県の協力金の対象ではない小売業や生活関連サービス業、飲食サービス業の中小事業者 【例】 <u>スーパー、文房具店、美容院・理髪店、弁当屋など</u>			新型コロナウイルス感染症対策支援金 10万円の支援金を支給 申請期限：6月30日（火）まで 市協力金・支援金事務室（☎ 85 - 6982）
一か月の売上が前年同月比で50%以上減少したが、今後も事業を継続したい事業者			持続化給付金（国） 中小事業者等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円を支給 申請期限：令和3年1月15日（金）まで 持続化給付金事業コールセンター（☎ 0120 - 115 - 570）

## 対象

## 支援策・問い合わせ

## 助成・補助

事業活動が縮小したが、雇用維持のため従業員を休業させた事業者

**雇用調整助成金の特例措置（国）**  
休業手当に要した費用の一部を助成  
緊急対応期間：4月1日（水）～6月30日（火）  
雇用調整助成金コールセンター  
(☎ 0120 - 60 - 3999)

国の雇用調整助成金を受けた中小事業者

**雇用安定支援補助金**  
緊急対応期間に係る雇用調整助成金  
支給額の10%相当額を補助  
申請が必要

経済振興課 (☎ 85 - 6246)

感染症の影響を受けている中小事業者等

【例】飲食店が新たにテイクアウト、デリバリーを始めたい、など

**新規事業への展開、業態転換支援事業**  
新規事業への展開や業態転換に対して、補助金を交付  
実施期間：令和2年度

春日井商工会議所 (☎ 81 - 4141)

## 融資

感染症の影響で経営の安定に支障を来し、融資を受けたい中小事業者

**セーフティネット保証・危機関連保証**  
金融機関の行う制度融資のセーフティネット保証（4号、5号）および危機関連保証の認定を実施  
申請期限 セーフティネット（4号）：6月1日（月）まで※延長予定  
危機関連保証：令和3年1月31日（日）まで

経済振興課 (☎ 85 - 6240)

## 期限延長

通常の業務体制の維持が困難など、やむを得ない理由で期限までに法人市民税・事業所税の申告ができない事業者

**法人市民税・事業所税の申告・納付期限の延長**  
当該理由が収まった後、速やかにその旨を申告すれば期限の延長を実施

市民税課 (☎ 85 - 6097)

## 派遣

社内体制整備や経営基盤強化等のため、アドバイスが欲しい中小事業者等

【例】国の助成金を申請したい、就業規則を変更したい、など

**円滑な制度活用等支援（専門家の派遣）**  
雇用調整助成金の申請やテレワークの推進に係る取り組みなどに対し、社会保険労務士等の専門家を派遣  
実施期間：令和2年度

春日井商工会議所 (☎ 81 - 4141)

## 免除

すべての世帯・事業者

**水道の基本料金の免除**  
6月請求分（5月検針）～11月請求分（10月検針）  
申請不要  
上下水道業務課お客様窓口 (☎ 85 - 6411)

## 相談

事業等の収入に相当の減少があり、市税等の納付が困難

**徴収猶予についての相談**

収納課 (☎ 85 - 6111)

水道料金等の支払いが困難

**水道料金などの納付相談**

上下水道業務課お客様窓口 (☎ 85 - 6411)

# 「新しい生活様式」で感染対策！

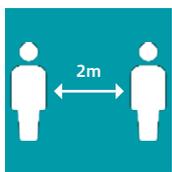
厚生労働省から示された、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の主な実践例を紹介します。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

## 一人ひとりの基本的感染対策

- ▶ 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける
- ▶ 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ
- ▶ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**
- ▶ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- ▶ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- ▶ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

## 移動に関する感染対策

- ▶ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ▶ 帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に
- ▶ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする
- ▶ 地域の感染状況に注意する



間隔できるだけ  
2m（最低1m）



遊びは  
屋内より屋外



会話は  
真正面避ける



外出時  
マスク着用



帰宅時  
手・顔洗い



誰とどこで  
会ったかメモ



マスクは保育園や学校などで1人分ずつ仕分けを行い、順次、郵送や登園・登校日、各施設・学校再開に合わせて配付します。



口や鼻を覆い、正しくマスクを着けましょう。

日常的にマスクを着けて、一人一人がしっかりと対策をしましょう。

市は、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て施設などにおける感染拡大を防止するため、市内保育園や幼稚園などの園児、小中学校の児童・生徒約3万6000人にマスクを配付しました。また、感染予防のため妊婦約2000人や市内の医療機関、高齢者福祉施設・障がい者福祉施設の従事者にマスクを配付しました。

マスクを配付しました

# 相談・受診の目安が更新されました

(5月15日時点)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

問い合わせ 健康増進課 (☎85-6168)

## 次のいずれかに該当する場合は、すぐに相談を

▶ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合

▶ 重症化しやすい人<sup>(※)</sup>で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人

▶ 上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。)

### 妊婦の人は…

念のため重症化しやすい人と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターなどに相談してください。

### 子どもは…

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談してください。

## 相談は春日井保健所(帰国者・接触者相談センター)へ

電話番号 ☎31-2189

受付時間 平日 午前9時～午後5時 夜間・土・日・祝日 オンコール(24時間) 体制

### 「自宅待機となった場合は」 緊急時生活支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染者および濃厚接触者で保健所などから自宅待機の協力を求められている人に対し、買い物の代行等支援を実施します。

問い合わせ 地域福祉課(地域見守りホットライン) ☎85-6196

生活支援や事業継続のため、国における特別定額給付金(一律10万円)の支給や愛知県における事業者への休業要請に対する協力の交付などが決定され、春日井市においては独自の支援策として、事業の転換や新たな事業を始められる事業者の方への準備のための補助金の交付、水道の基本料金を6か月間免除するなど決定し、さらに

5月31日までとなっていた国の緊急事態宣言は、自粛と活動再開の狭間の中で、愛知県をはじめ新たな感染者が少ない県は5月14日に解除されました(愛知県独自の緊急事態宣言は5月25日まで)。これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大により、不要不急の外出の自粛、公共施設の閉鎖や商業施設などの休業要請が行われ、日常生活への影響はもとより、経済への打撃は計り知れず、先の見通しがつかない状況となっております。



2020  
緊急事態宣言  
解除後も警戒を

「高名の木登り」「百里の道も九十九里をもって半ばとす」ということわざがあります。決して気を緩めることなく一人一人が手洗い、うがいの励行やマスクの着用、3密を避けるなど、日々の生活行動を徹底することで克服できると思っています。そして、一日でも早くワクチンや治療薬の開発が進められ、PCR検査体制の拡充や検査キットの普及などへの課題が克服されることを願っております。

# 児童手当などの手続きを忘れずに

問い合わせ 子ども政策課 ☎85-6201

子どもを養育している人には、各種手当があります。継続して受給するためには、年1回の現況届などの提出が必要です（児童手当…6月、児童扶養手当・子ども福祉手当・県遺児手当…8月）。現況届などはそれぞれの月の初旬に郵送しますので、内容をよく確認して手続きをしてください。

	支給対象	手当の月額
児童手当	平成17年4月2日以降に生まれた児童（中学校修了前）を養育している人	児童1人につき ○3歳未満…1万5000円 ○3歳以上小学校修了前（第1・2子）…1万円、 （第3子以降）…1万5000円 ○中学生…1万円 ※所得制限限度額以上の場合、児童1人につき手当の月額は5000円。手続きをした翌月分から支給
児童扶養手当	父母の離婚などで父か母と生計を同じくしていない平成14年4月2日以降に生まれた児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を監護している母か、監護しかつ生計を同じくする父または児童を養育している人	○児童1人の場合…1万180円～4万3160円 ○2人目…5100円～1万190円加算 ○3人目以降1人につき…3060円～6110円加算 ※所得制限あり。手続きをした翌月分から支給
子ども福祉手当	父母の離婚などで父か母と生計を同じくしていない平成14年4月2日以降に生まれた児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を監護している母か、監護しかつ生計を同じくする父または児童を養育している人	児童1人につき ○小学生以下…2000円 ○中学生…3000円 ○高校生など…4000円 ※所得制限あり。手続きをした翌月分から支給
県遺児手当	県内に住所があり、父母の離婚などで父か母と生計を同じくしていない平成14年4月2日以降に生まれた児童を監護している父か母、または児童を養育している人	児童1人につき ○1～3年目…4350円 ○4・5年目…2175円 ○6年目以降…支給なし ※所得制限あり。手続きをした当月分から支給

※詳しくは、市ホームページを見るか問い合わせてください。

## 子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当の対象となる児童1人に対し1万円の給付金を支給します。市から児童手当を受給している人は、申請の必要はありません。

### 支給対象

令和2年4月分の児童手当の受給者  
令和2年3月分の児童手当の受給者（新高校1年生など）

### 支給時期

6月末頃から順次支給予定  
※児童手当とは別で支給

※勤務先で児童手当を受給している公務員の人は、勤務先から配布される申請書に振込先を記入して、次の期間内に申請をしてください。

### 申請期間

6月1日（月）～10月30日（金）

## 国民健康保険税の税率

令和3年度の資産割廃止の経過措置により、税率を改定します。

※均等割および平等割は変更ありません。

		令和元年度 【変更前】	令和2年度 【変更後】
基礎課税（医療保険）分	所得割	5.37%	5.64%
	資産割	10.00%	5.00%
後期高齢者支援分	所得割	1.87%	1.94%
	資産割	3.33%	1.66%
介護保険2号被保険者分	所得割	1.30%	1.40%
	資産割	3.33%	1.66%

## 軽減の条件

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の低所得者に対する軽減の条件について、基準所得金額を下記のとおり改定しました。各所得区分に応じて均等割と平等割を軽減します（申請不要）。6月中旬に郵送する令和2年度国民健康保険税納税通知書で確認してください。

## 2割軽減の基準所得

【変更前】33万円 + (被保険者数 × 51万円) 以下



【変更後】33万円 + (被保険者数 × 52万円) 以下

## 5割軽減の基準所得

【変更前】33万円 + (被保険者数 × 28万円) 以下



【変更後】33万円 + (被保険者数 × 28.5万円) 以下

## 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響や災害、失業・廃業などにより前年よりも世帯全体の所得が著しく減少した場合などで、保険税を納付することが困難な人は、申請により税額を減免できる場合がありますので相談してください。詳しくは、市ホームページで確認してください。

## 市税は納期限までに納めましょう

市税は、福祉や教育をはじめとするさまざまな分野にわたって、公共サービスを提供するための貴重な財源です。市民の皆さんが安心して快適な生活を送れるように、決められた納期限までに自主的な納付をお願いします。

## 困ったときは相談してください

大幅な収入減、事業の休廃業、けがや病気などにより納期限内に納付できない場合は、早めに相談してください。

## 相談日時

相談、問い合わせは、電話でも対応できます。また、新型コロナウイルス感染症に係る猶予の特例申請は郵送でも受け付けします。詳しくは、市ホームページを見てください。

○平日…午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後7時まで（祝日、年末年始を除く））

○日曜日…毎月月末の午前9時～正午、午後1時～4時（5月と12月は拡大して開設。詳しくは、該当月の1日号の広報を見てください。）

## 相談しないで放置してしまうと…

本来納付する税額以外に延滞金が増加されたり、差し押さえなどの滞納処分により、強制的に市税の徴収を受けたりすることになります。

# なくそう 受動喫煙

問い合わせ 健康増進課(☎85-6164)

たばこを吸うと、本人だけでなく周囲の吸わない人の健康にも悪影響を及ぼします。受動喫煙を防止するための改正健康増進法がこの4月から全面施行されました。受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解し、望まない受動喫煙を生じさせないよう協力をお願いします。喫煙者の皆さんはこの機会に禁煙しませんか。

4月  
から!

マナーからルールへ  
始まっています、受動喫煙対策

## 飲食店など

### 原則屋内禁煙に

令和元年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして、今年4月から、飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となる他、20歳未満の人の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されました。違反者には罰則が適用されることもあります。

## たばこを吸うときの

### 配慮は「義務」

たばこを吸うときの配慮は「義務」となりました。特に、子どもや妊婦、患者など、健康影響を受けやすい人の周囲では、喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。自宅のベランダや換気扇の下であっても、風向きによって近隣への受動喫煙が生じるので注意してください。

また、「歩きたばこ」は危険で周囲の人の迷惑になるのでやめましょう。

標識掲示が  
義務付け

喫煙室には  
標識掲示が  
義務付けに

屋内での  
喫煙は  
喫煙室限定

屋内での喫煙には  
喫煙室の設置が  
必要に



20歳未満の人は  
喫煙エリアへ  
立入禁止に



多くの施設が  
原則屋内禁煙に

## 健康への影響は

たばこの煙には、約5300種類の化学物質が含まれており、その中には発がん性物質が約70種類も含まれています。これらの物質はのどや肺など、たばこの煙に直接触れる場所だけでなく、血液を通じて全身に運ばれ、がんの原因となります。がん以外にも、慢性閉塞性肺疾患（COPD）や虚血性心疾患、脳卒中などの原因になります。

大人はもちろんのこと、体の機能が未成熟な子どもにとって受動喫煙は深刻な問題です。自身と周りの人の健康のためにも、禁煙に取り組みましょう。

## 加熱式たばこにもリスクが

たばこの葉を燃えない温度で蒸し焼きにする加熱式たばこの喫煙者が急増していますが、加熱式たばこにもニコチンや発がん性物質が含まれています。

また、受動喫煙による健康への影響について安全性が証明されていないため、改正健康増進法の規制の対象となっています。

## 禁煙するなら今がチャンス！

### 禁煙外来治療費を助成します

市では、喫煙や受動喫煙による健康被害の減少に向けて、禁煙にチャレンジする人を支援するため、公的医療保険が適用される禁煙外来治療費に要する費用を最大1万円助成します。

※治療開始前に、市に届け出が必要です。

### 禁煙外来とは

- 医師や看護師からの専門的なアドバイスを受けながら、おおむね3か月で5回の治療を受けます。禁煙補助薬を使うので、辛い離脱症状に悩むことなく、楽に確実に禁煙することができます。
- 禁煙外来の費用は薬によって異なりますが、3割負担の人の場合、自己負担額は約1万3000円～2万円かかります。

禁煙外来治療費助成の詳細・市内の禁煙外来実施医療機関はこちら →



## 体験談を紹介！

## あなたも、禁煙始めてみませんか

### 医師と家族のおかげ

職場の喫煙場所が減り、吸う場所を探すことがストレスに感じていました。禁煙外来での薬と、医師や家族の励ましで禁煙に成功することができました。

(40代男性)

### 食事楽しく、肩こりも解消！

禁煙し始めて、舌が敏感になり食事がとても美味しくなりました。血流もよくなって慢性的な肩こりも軽くなりました。

(50代女性)

### 肌や髪がきれいに！

毛穴やたるみが目立たなくなり、肌の状態がとてもよくなりました。髪も艶が戻り、抜けなくなりました。

(30代女性)

### 趣味をより楽しく

1日1箱吸っていたので月に約1万3000円近く使っていましたが、それを趣味に使えるようになりました。

(60代男性)



## 市議会の議長と副議長が決まりました

議事課 ☎ 85 - 6492

5月13日(水)に開かれた市議会臨時会で、議長と副議長の選挙が行われ、議長に友松孝雄議員、副議長に小原哉議員が選ばれました。



友松孝雄議長



小原哉副議長



## 市制77周年記念表彰

秘書課 ☎ 85 - 6016

本市の発展に貢献された次の皆さんを表彰します。(敬称略・順不同)  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市制記念式典を中止します。

### 市政功労者表彰



元教育委員会委員：岡島章、野田芳雄

元人権擁護委員：小木曾美奈子、神戸康彦

社会福祉の向上：水野和子、松田修、加藤春美、星子いく子、丹羽長江、川邊秀晃、岡島誠、小栗正安、稲垣祥子

保健衛生の向上：吉田英人、森永正文、柴田博司、三宅徹哉、加藤豊、西脇覚、松浦隆、篠原康一

### 一般表彰



自治活動の進展：下畑隆義

教育の振興：水谷年孝、内藤昇

体育の振興：末岡清、河村元夫

文化の振興：丹羽省吾

産業の振興：岡部清次郎、磯輪保之

人権擁護の推進：小川信子

私財寄附：野崎小華、黒野恵子、長縄英樹、(株)ベストック、(株)ランドキャリア、(株)協和コーポレーション、大和エネルギー(株)、(株)不二屋、(株)国井塗装、春日井さくらライオンズクラブ

### 永年勤続表彰



公選職等：1人

教職員：4人

産業従事者：86人

市職員：48人



## 名鉄味美駅周辺に新たに無料駐輪場がオープン

都市政策課 ☎ 85 - 6051

名鉄味美駅に東側改札口が設置されることに伴い、現在暫定駐輪場が設置されている所に、新たに無料の駐輪場がオープンします。ぜひ利用してください。

供用開始：7月上旬から

※供用開始日が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。



## お知らせ

### 旧西藤山台小学校施設の活用に関するアンケート ニュータウン創生課(☎85-6048)

旧西藤山台小学校施設の活用に向け、民間活力による生活利便施設の誘致を検討しています。そこで、誘致する生活利便施設の方針などについて参考とするためのアンケートを実施します。

期限：6月22日(月)まで

方法：右のQRコード(市ホームページの専用フォーム)から



### 新築・増築・改築などの家屋調査 資産税課(☎85-6105)

令和2年1月2日～3年1月1日に新築された家屋は、令和3年度から固定資産税の課税対象となります。固定資産の評価額・税額を算定するために、対象となる家屋の所有者に調査方法など事前に書類を送付しますので、協力をお願いします。その他、増築・改築や取り壊しをした家屋があるときは、連絡してください。なお、改築は主要構造部を大規模に更新された家屋をいいます。



### 6月4日～10日は 歯と口の健康週間

次のことに日頃から気を付け、健口(けんこう)に努めましょう！

- 毎食後、歯磨きをする
- 歯間部清掃用具(デンタルフロスや歯間ブラシなど)を使用する
- ダラダラ飲食をしない
- よく噛んで食べる



問い合わせ 健康増進課(☎85-6164)

### 「使用水量のお知らせ」の請求予定額 上下水道業務課お客様窓口(☎85-6411)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い水道料金の基本料金を6～11月請求分について免除します(5ページを参照してください)。水道の使用水量の検針時に投函している「使用水量のお知らせ」には免除前の金額が記載されていますが、請求金額(納入通知書、口座振替)は、免除後の金額となります。(官公庁は免除の対象外)



## 水害に備えよう

河川排水課 ☎ 85 - 6361



いのちとくらしをまもる  
防災減災

今年は、東海豪雨から20年です。昨年の台風19号のように東海豪雨を上回る規模の水害が全国各地で発生し、春日井市でもいつ同様の水害が発生するか分からない状況です。このような水害に対して、市では、「市民の生命・財産を守る」ため、調整池などの整備を進めていますが、皆さんも万が一に備え、今一度、避難所や避難経路などを確認しておきましょう。



Check!

※詳しくは、市ホームページを見てください。

#### 指定避難所や福祉避難所の場所を確認しましょう

市では、指定避難所として41施設、福祉避難所として16施設を指定しています。

#### 洪水ハザードマップを確認しましょう

庄内川・内津川・八田川で堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を示した洪水ハザードマップを市の主な公共施設などで配布しています。  
※市ホームページでも確認できます。

#### 避難経路上の危険箇所を確認しましょう

避難時には冠水した道路の側溝や蓋の取れたマンホールに注意してください。





## お知らせ

### 食中毒に気を付けましょう！

健康増進課(☎85-6168)

腹痛や下痢、おう吐などの症状が急に出了たときに疑われるものの一つが食中毒です。食中毒は、飲食店などに限らず、家庭でも発生しています。家庭での食中毒を防ぐのは、食材の保管や調理をする皆さん自身です。

#### 食中毒予防の3原則

○菌をつけない…調理前や生肉・魚を取り扱う前後などに、手を洗いましょう  
○菌を増やさない…細菌の多くは高温多湿な環境で増殖が活発になるため、低温で保存しましょう  
○菌をやっつける…細菌の多くは、加熱によって死滅するので、肉や魚はもちろん、野菜なども加熱して食べると安心です。

#### 「食中毒かな？」と思ったら…

おう吐や下痢などの症状は、食中毒の原因菌などを排除しようとする体の防御反応です。下痢止めなどの市販薬をむやみに服用せず、早めに医師の診断を受けましょう。

### 新型コロナウイルス感染症の影響による定期予防接種の期限延長

健康増進課(☎85-6168)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、やむを得ない事情で定期予防接種の期限が過ぎてしまった場合、接種期限の延長が認められることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

### ごみステーションを利用される皆さんへ

清掃事業所(☎84-3211)

ごみステーションは、皆さんの適正な維持管理によって衛生的な環境を維持しています。ごみステーション周辺を清潔に保つために、次のルールを守って利用しましょう。  
○ごみステーションの維持管理は、利用する皆さんと町内会などで行ってください  
○町内会などの決まりを守って利用してください  
○防鳥用ネットやごみボックスを使用し、ごみの飛散防止に努めてください ※防鳥用ネットはごみステーション設置時に無償貸与し、破れたときなどは交換も可。ごみボックスは購入・作製時の補助金あり。詳しくは、事前に問い合わせください。

### 桃とぶどうの直売所ガイドマップを発行

農政課(☎85-6236)

配布場所：市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、各ふれあいセンター、各公民館、総合体育館、あい農パーク春日井 ※市ホームページからもダウンロード可

### 教育委員会定例会の公開

教育総務課(☎85-6436)

時 6月17日(水)午後1時30分から

場 市役所教育委員会室

定 10人(先着順)

申 当日午後1時から、教育総務課へ

### 市等の保有地を売却します

用地対策室(☎85-6047)

物件番号	所在地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	最低売却価格(円)
31-A	東野町西2-10-14	宅地	222.65	2605万
31-B	玉野町字北山1600-51	宅地	294.16	518万
31-D	浅山町2-1310-503	宅地	127.00	1359万
31-J	玉野町字北山1604-10	雑種地	993	1192万
31-M	瑞穂通1-186	宅地	650.64	7287万
31-P	東山町字東山2345-1038	雑種地	1001	2242万

時 6月5日(金)～令和3年3月5日(金)〈31-Pは11月30日(月)まで〉先着順で随時受け付け

申 直接、用地対策室へ ※詳しくは、案内書(用地対策室に用意)か市ホームページをご覧ください。先着順のため、売約済みとなる場合があります。



【31-A】



【31-M】

### 6月7日～13日は「危険物安全週間」

私たちの暮らしの身近にあるガソリン・灯油・軽油などの危険物は、ちょっとした不注意が思わぬ事故につながります。安全に取り扱いましょう！



問い合わせ  
予防課(☎85-6387)

## 休日・平日夜間急病診療所

場所	総合保健医療センター（鷹来町1） ☎84-3060			
診療科目	診療時間			
	平日夜間	土曜日	日・祝休日	
	内科・小児科	21:00～23:30	18:00～21:00	9:00～12:00、 13:00～17:00、 18:00～21:00
	外科	————	————	9:00～12:00
歯科	————	————	9:00～12:00	

受け付けは、いずれも診療開始30分前から終了30分前まで

- 保険証、受給者証、現金などが必要です。
- 薬は原則1日分しか出ませんので、翌日以降にかかりつけ医か専門医を受診してください。
- 夜間の子どもの急病時、受診を迷った場合は、県小児救急電話相談（毎日19:00～翌8:00、☎#8000（短縮番号）か052-962-9900）へ
- かかりつけ医や休日・平日夜間急病診療所などで受診できない場合や受診先が分からない場合は、県救急医療情報センター（☎81-1133）へ

火災情報	☎0180-995-999
------	---------------

## 日曜日・水曜日時間外の市役所業務

業務を行っている課	業務内容	日曜日		水曜日時間外	
		月日	時間	月日	時間
市民課 ☎85-6136	戸籍届、住民異動届、印鑑登録、住民票などの証明書の発行	6/7・14・28	8:30～12:00、 13:00～17:00	6/3・10・ 17・24	～19:30
市民税課 ☎85-6093	所得、課税、非課税、扶養、事業所の各証明書の発行			————	————
保険医療年金課 ☎85-6156	国民健康保険加入・喪失の届け出	6/28	9:00～12:00、 13:00～16:00	————	————
収納課 ☎85-6111	市税等の納付、納税に関する相談、証明書の発行			6/3・10・ 17・24	～19:00

## 市税等の納期限

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税・県民税（普通徴収） 第1期</li> <li>・国民健康保険税 第1期</li> </ul>	<p><b>納期限：6月30日（火）</b></p> <p>納付書裏面に記載の納付場所や納付方法で納付してください。 なお、納付書紛失の際は収納課（☎85-6111）まで連絡してください。</p>
--	--

## まちの動き

人口	31万1509人	(-121)
世帯数	13万8389世帯	(+1533)
令和2年5月1日現在（ ）内は前年同月比		
救急件数	979件	(4340件)
火災発生件数	9件	(31件)
交通事故死亡者数	0人	(1人)
令和2年4月（ ）内は1月からの累計		

## 水道修繕

公道	宅地内（有料）
<p>平日 8:30～17:15</p> <p>水道工務課 ☎85-6420</p> <p>土・日曜日、祝休日、夜間</p> <p>市役所守衛室 ☎81-5111</p>	<p>管工事業共同組合（☎83-8288）か</p> <p>市指定給水装置工事事業者</p> <p>※アパート、マンションなどは、事前に管理者へ</p>

西屋町（にしや）

西屋町は名鉄春日井駅の北の方に位置し、東側には田んぼが広がり、西には航空自衛隊と空港があります。

昭和二十三年に町名改称が行われ、大字春日井の3つの小字（西屋敷・中新田・南野池など）をまとめ「西屋町」が誕生しました。町名は、その中心集落の「西屋敷」に由来します。

西屋敷は江戸時代の初期（十七世紀中頃）、松田姓の人が丹羽郡丹陽村（現在の一宮市丹陽町付近）からこの地へ移り開拓しました。このため、現在も松田姓が多い地域です。

当時、この辺りの新田開発で最初にできた集落が「四ツ家」で、その西にできた集落ということで「西屋敷」となったと考えられます。なお、東の前並町には、「東屋敷」という小字があります。

春日井の地名物語

春日井郷土史研究会 梶田

終



121

※7月1日号からは、「春日井のおもしろ地名」がスタートします！